

令和 8 年度  
神戸市学生食堂を通じた学生等支援補助金  
募集要領

令和 8 年 4 月

神戸市 企画調整局 大学・教育連携推進課

目次	1
1. 補助事業の実施にあたって	2
2. 補助対象者	2
3. 補助対象事業	2
4. 補助対象経費	3
5. 補助率・補助額	3
6. 補助対象期間	4
7. 補助対象事業計画の作成	4
8. 補助金の交付申請から交付までの流れ	5
9. 補助申請期間	6
10. 申請方法	6
11. その他注意事項	6
12. 申請書類提出先／問い合わせ先	6
13. 参考	7

## 1. 補助事業の実施にあたって

### (1) 補助事業の趣旨

食料品の物価高騰の影響を受ける生徒・学生（以下「学生等」という。）への支援策として、学生食堂の提供価格を引き下げるなどの取組を行う高校・大学・専修学校等に対して補助金を交付することで、学生等の食費負担の低減を図り、学生等が安心して日々の学修・生活を送れる環境づくりにつなげることを目的としています。

### (2) 補助金規則・交付要綱の確認

本補助事業は、神戸市補助金等の交付に関する規則（以下「補助金規則」という。）及び神戸市学生食堂を通じた学生等支援補助金交付要綱（以下「補助金要綱」という。）等に則して実施する必要があります。補助金の申請や事業の実施にあたっては、必ず本事業のホームページに掲載している補助金規則・補助金要綱等をご確認ください。

≪補助金規則・要綱の掲載先は[こちら](https://www.city.kobe.lg.jp/a95287/shise/kekaku/kikakuchosekyoku/college/index.html#gakushokuhojo)≫

<https://www.city.kobe.lg.jp/a95287/shise/kekaku/kikakuchosekyoku/college/index.html#gakushokuhojo>

## 2. 補助対象者

本補助事業の対象者（以下「対象者」という。）は、次のいずれかになります。

- ① 神戸市内にキャンパスを有する大学、短期大学、高等専門学校、中等教育学校、専修学校の設置者
- ② 神戸市内の私立高校の設置者
- ③ 神戸市内の市立又は県立高校において、食堂運営のため設置者又は校長から施設の使用許可を受けている団体、事業者

≪補足≫

- ・①は、各学校の設置・管理を行う法人を指します。

## 3. 補助対象事業

補助の対象となる事業（以下「対象事業」という。）は、学生食堂（神戸市内のキャンパスに設置されているものに限ります。）において、在籍する学生等に対して安価に食事を提供する事業とします。

※詳しくは、「7. 補助対象事業計画の作成」をご覧ください。

≪補足≫

- ・対象事業は、学生等（補助金要綱第2条）に対して実施するものに限ります。

- ・学生等が食事にかかる費用負担の低減を実感できるよう、提供価格の引き下げ幅については、おおよそ通常提供価格の半額程度を目安としてください。
- ・対象事業においては、従前と同等の質や量を確保するなど、適正な減額となるようにしてください。
- ・学生等にクーポンを配布される場合は、未使用クーポンの譲渡、転売、複製などの対策を講じてください。
- ・電子クーポンによる実施も可能ですが、利用実績が把握できる運用としてください。
- ・食事の価格を超えてクーポンを利用することはできません。  
(450円の食事に対し、500円のクーポンを使用する など)
- ・各学生食堂において対象事業を実施する期間（以下「事業期間」という。）は、「6. 補助対象期間」内において、それぞれの状況に応じて設定してください。
- ・ただし、長期休業日を除き、概ね1か月（平日20日程度）以上は実施してください。

#### 4. 補助対象経費

対象事業において対象となる経費は、対象者が当該年度内に実施する学生食堂の運営に要する経費のうち、食事の通常提供価格と当該事業により提供する価格の差額分となります。ただし、次に掲げる経費は除きます。

- ① この補助金以外の補助金等により充当される経費
- ② 支出の根拠を証明することができない経費
- ③ 交付決定前に発生した経費
- ④ その他社会通念上適切でないと市長が認める経費

#### 5. 補助率・補助額

##### (1) 補助率

10分の10

##### (2) 補助金の上限額

補助金の上限額は、予算の範囲内で学校ごとの学生等の数に3,000円を乗じた額を限度とします。

##### 《補足》

- ・学生等の数は、文部科学省へ報告する令和8年度学校基本調査の数であって、当該学生等が在籍する学校、学部、研究科の所在地が神戸市内であるものの数をいいます。（申請時点において文部科学省への報告が完了している必要はありません。）
- ・令和8年度学校基本調査における学生等の数が確定しない特段の事情がある場

合は、事前にご相談ください。

《例》

【〇〇大学】学部学生：650人

大学院学生：50人

大学通信教育課程の学生：0人 合計：700人

▶補助上限額 3,000円 × 700人 = 2,100,000円

### (3) 実際の補助額

実際に支払う補助金の額については、上記の補助上限額の範囲内において、実際に学生等に対して提供した食事の減額分となります。(千円未満の端数が生じる場合は、千円未満は切り捨てとなります。)

《補足》

- ・クーポン型で実施される場合も、補助金の額はクーポンの配布額ではなく、実際の利用実績に応じた額となります。

## 6. 補助対象期間

令和8年5月1日～12月31日

## 7. 補助対象事業計画の作成

補助金要綱に添付している「事業計画書」に沿って作成してください。

書き方については、「13. 参考」をご参照ください。

### ① 実施しようとする計画の基本型を選択してください。

A：割引型	・通常のメニューの提供価格を引き下げる など
B：クーポン型	・学食で使用できるクーポンを配布する など

※A、B両方の組み合わせも可能です。

### ② 以下の注意点を踏まえ、具体的な実施計画を作成してください。

ア) 事業期間

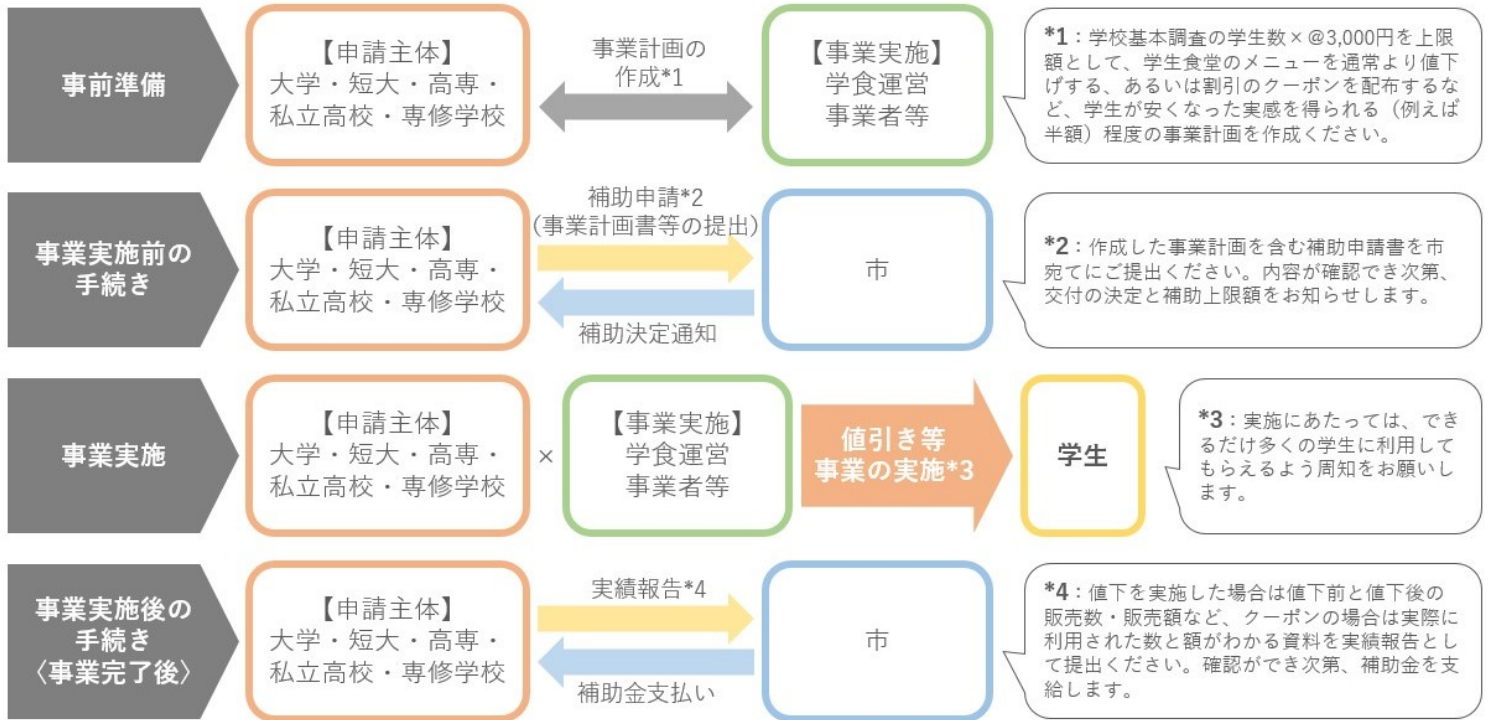
イ) 値引き額と提供数など

《補足》

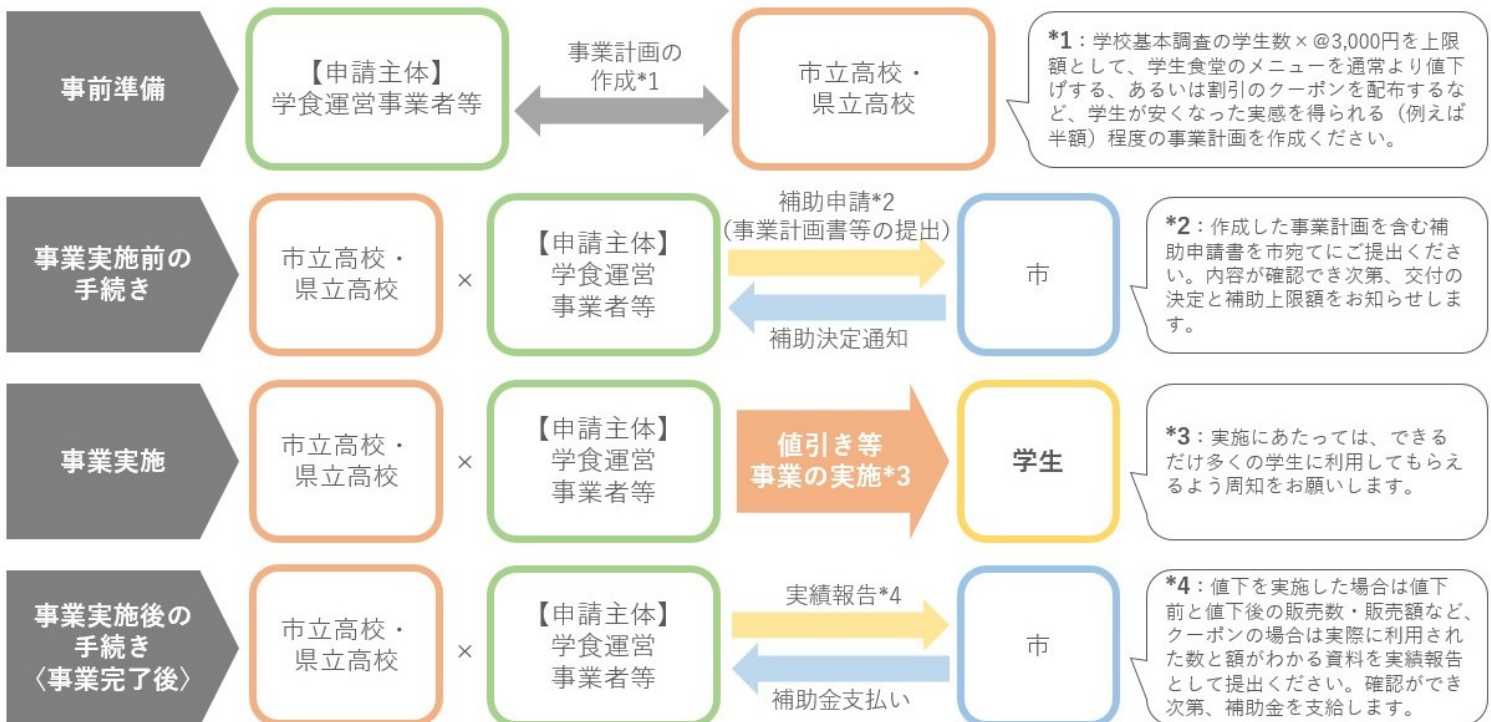
- ・実際の事業は、市からの交付決定以降に実施してください。
- ・「2. 補助対象者(3)」に該当する対象者の方は、学校(校長)と協議の上、事業計画を作成ください。

## 8. 補助金の交付申請から交付までの流れ

### (1) 「2. 補助対象者 (1) (2)」の場合



### (2) 「2. 補助対象者 (3)」の場合



## 9. 補助申請期間

令和8年5月1日（金曜）～6月30日（火曜）17時30分【必着】

※上記期間以降には、受付できませんのでご注意ください。

## 10. 申請方法

下記ホームページから申請書等の様式をダウンロードし、申請に必要な書類（以下①～③）を「12. 申請書類提出先」まで、メールでご提出ください。

≪申請書類≫

- ①補助金交付申請書（様式第1号）
- ②事業計画書（別記1）
- ③収支予算書（別記2）

≪申請書等様式のダウンロードは[こちら](#)≫

<https://www.city.kobe.lg.jp/a95287/shise/kekaku/kikakuchosekyoku/college/index.html#gakushokuhojo>

## 11. その他注意事項

- ・補助金の支給にあたっては、事業の実施状況・実績等の確認のため、調査を行うことがあります。
- ・補助事業が適正に実施されていないことが確認された場合、補助金を返還していただくことがあります。

（例）従前と同等の食事の質や量が確保されていない場合

未使用クーポンの譲渡、転売、複製など不正が判明した場合 など

- ・補助事業に関する書類は、5年間保存してください。
- ・本事業は、国の重点支援地方交付金を活用し、神戸市において実施する事業となります。国からは、事業の実施の際には交付金が活用されている旨を明記することが示されておりますので、本事業を利用される学生等のみなさんへ周知していただきますようお願いいたします。

≪記載例≫

今回の値下げは、国の重点支援地方交付金を活用した神戸市による「学生食堂を通じた学生等支援事業」の一環として実施しています。

## 12. 申請書類提出先／問い合わせ先

神戸市 企画調整局 大学・教育連携推進課

E-mail：gakushokusup(at)city.kobe.lg.jp （at）を@に変換してください。

電 話：078-322-6570

### 13. 参考

○「事業計画書」記載例 <割引型>

#### 2. 学生等の数

700

人

#### 3. (略)

#### 4. 実施計画

(1) 基本型	A : 割引型    B : クーポン型
(2) 事業期間	令和 8 年 6 月 1 日 から 令和 8 年 7 月 15 日 まで
(3) 実施内容	①実施予定内容  ア) 日替わり定食 450 円を 200 円引きで提供  イ) 弁当 500 円を半額提供  ウ) 丼・カレーライス・麺類を週替わりで 150 円引きで提供
	②積算  ア) 値引き 200 円 × 150 食 × 33 日間 = 990,000 円  イ) 値引き 250 円 × 75 食 × 33 日間 = 618,750 円  ウ) 値引き 150 円 × 100 食 × 33 日間 = 495,000 円  <u>合計 : 2,103,750 円</u>

○「収支予算書」記載例 <<割引型>>

1 収入の部

科 目	予 算 額	摘 要
補助金	2,100,000 円	
自己資金	3,750 円	
	円	
計	2,103,750 円	

2 支出の部

科 目	予 算 額	摘 要
ア) 日替わり	990,000 円	
イ) 弁当	618,750 円	
ウ) 丼・麺類等	495,000 円	
計	2,103,750 円	

(注) 収支の計は、それぞれ一致する。

○「事業計画書」記載例 <<クーポン型>>

2. 学生等の数

700

 人

3. (略)

4. 実施計画

(1) 基本型	A：割引型 <span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">B：クーポン型</span>
(2) 事業期間	令和 8年 6月 1日 から 令和 8年 7月 15日 まで
(3) 実施内容	<p>①実施予定内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 100円引きクーポン×30枚を各学生に配布</li> <li>・ 一度に使用できる枚数の制限は無し</li> </ul> <p style="text-align: center;">ただし、メニューごとに価格を超える利用は認めない</p> <p style="text-align: center;">(例1) 450円定食メニュー：4枚利用まで</p> <p style="text-align: center;">(例2) 350円麺類+150円小鉢：3枚+1枚=4枚まで</p>
	<p>②積算</p> <p style="text-align: center;">・ 100円引きクーポン × 30枚 × 700人 = 2,100,000円</p> <p style="text-align: center;"><u>合計：2,100,000円</u></p>

○「収支予算書」記載例 <<クーポン型>>

1 収入の部

科 目	予 算 額	摘 要
補助金	2,100,000 円	
	円	
	円	
計	2,100,000 円	

2 支出の部

科 目	予 算 額	摘 要
クーポン利用減額分	2,100,000 円	
	円	
	円	
計	2,100,000 円	

○「事業報告書」記載例 <割引型>

3. 事業実施内容

(1) 基本型	<p>A：割引型      B：クーポン型</p>
(2) 事業期間	<p>令和 8年 6月 1日 から 令和 8年 7月 10日 まで</p>
(3) 実施内容	<p>①実施内容</p> <p>ア) 日替わり定食 450 円を 200 円引きで提供</p> <p>イ) 弁当 500 円を半額提供</p> <p>ウ) 丼・カレーライス・麺類を週替わりで 150 円引きで提供</p>
	<p>②積算</p> <p>ア) 値引き 200 円 × 157 食 × 30 日間 = 942,000 円</p> <p>イ) 値引き 250 円 × 88 食 × 30 日間 = 660,000 円</p> <p>ウ) 値引き 150 円 × 115 食 × 30 日間 = 517,500 円</p> <p><u>合計：2,119,500 円</u></p>

○「収支決算書」記載例 <<割引型>>

1 収入の部

科 目	決 算 額	摘 要
補助金	( 2,100,000 円)	
	2,100,000 円	
自己資金	( 3,750 円)	
	19,500 円	
	( 円)	
	円	
計	( 2,103,750 円)	
	2,119,500	

2 支出の部

科 目	決 算 額	摘 要
ア) 日替わり	( 990,000 円)	
	942,000 円	
イ) 弁当	( 660,000 円)	
	990,000 円	
ウ) 丼・麺類等	( 495,000 円)	
	517,500 円	
計	( 2,103,750 円)	
	2,119,500	

※上段 ( ) に予算額、下段に実績額を記入

○「事業報告書」記載例 <<クーポン型>>

3. 事業実施内容

(1) 基本型	A：割引型 <span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">B：クーポン型</span>
(2) 事業期間	令和 8年 6月 1日 から 令和 8年 7月 15日 まで
(3) 実施内容	<p>①実施内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 100円引きクーポン×30枚を各学生に配布</li> <li>・ 一度に使用できる枚数の制限は無し</li> </ul> <p style="padding-left: 20px;">ただし、メニューごとに価格を超える利用は認めない</p> <p style="padding-left: 20px;">(例1) 450円定食メニュー：4枚利用まで</p> <p style="padding-left: 20px;">(例2) 350円麺類+150円小鉢：3枚+1枚=4枚まで</p>
	<p>②積算</p> <p style="padding-left: 20px;">・ 100円引きクーポン × 実利用枚数 20,567枚</p> <p style="padding-left: 20px;">= 2,056,700円</p> <p style="text-align: center; padding-left: 40px;"><u>合計：2,056,700円</u></p>

○「収支決算書」記載例 <<クーポン型>>

1 収入の部

科 目	決 算 額	摘 要
補助金	( 2,100,000 円)	
	2,056,700 円	
	( 円)	
	円	
	( 円)	
	円	
計	( 2,100,000 円)	
	2,056,700	

2 支出の部

科 目	決 算 額	摘 要
クーポン利用減額分	( 2,100,000 円)	
	2,056,700 円	
	( 円)	
	円	
	( 円)	
	円	
計	( 2,100,000 円)	
	2,056,700	

※上段 ( ) に予算額、下段に実績額を記入